

吸収合併に関する事後開示書面

令和6年4月1日

株式会社オーシャンシステム

令和6年4月1日

株式会社オーシャンシステム
代表取締役社長 樋口 勝人

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、令和5年9月25日付けで株式会社ヨシケイ両毛（以下、「ヨシケイ両毛」）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、令和6年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ヨシケイ両毛を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

本吸収合併に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和6年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、令和6年1月22日付の官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により、債権者に対して本吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過に関する事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

当社にて、本吸収合併は会社法796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事

項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

当社にて、本吸収合併は会社法796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続きの経過

当社は、会社法第799条の規定に従い、令和6年1月22日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日である令和6年4月1日をもって、本吸収合併契約の定めに従い、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

令和6年4月12日（予定）

7. 上記のほか本吸収合併に関する重要な事項

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本吸収合併契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

(別紙) 吸収合併に関する事前開示書面：吸収合併消滅会社

吸収合併に関する事前開示書面

令和6年1月22日

株式会社ヨシケイ両毛

令和6年1月22日

株式会社ヨシケイ両毛
代表取締役社長 長谷川 吉浩

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

当社は、令和5年9月25日付けで株式会社オーシャンシステム（以下、「オーシャンシステム」）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、令和6年4月1日を効力発生日として、オーシャンシステムを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。

本吸収合併に関する、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

ヨシケイ両毛は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出していません。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

合併契約書

株式会社オーシャンシステム（以下「甲」という。）と株式会社ヨシケイ両毛（以下「乙」という。）は、両者の合併に関し、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社である甲及び吸収合併消滅会社である乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：株式会社オーシャンシステム

住所：新潟県三条市西本成寺二丁目26番57号

（2）吸収合併消滅会社

商号：株式会社ヨシケイ両毛

住所：群馬県桐生市広沢町六丁目227番地

第3条（効力発生日）

本合併がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、令和6年4月1日とする。但し、必要に応じて甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第4条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、本合併に際し、乙の株主に対して何らの対価を交付しない。

第5条（資本金及び準備金の額）

本合併に際して甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（合併承認）

甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

2 甲及び乙は、本日までにそれぞれ取締役会を開催し、本契約締結に係る決議を得たことを確認する。

第7条（会社財産の引継）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を引継ぐものとする。

第8条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日における乙の雇用する全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとする。なお、当該従業員の処遇その他の取扱いについては、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙の協議により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第11条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

令和5年9月25日

甲 新潟県三条市西本成寺二丁目26番57号
株式会社オーシャンシステム
代表取締役社長 樋口 勝人



乙 群馬県桐生市広沢町六丁目227番地
株式会社ヨシケイ両毛
代表取締役社長 長谷川 吉浩

